

議案第148号

さいたま市コミュニティ施設条例及びさいたま市働く女性の家条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市コミュニティ施設条例及びさいたま市働く女性の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市コミュニティ施設条例及びさいたま市働く女性の家条例の一部を改正する条例

(さいたま市コミュニティ施設条例の一部改正)

第1条 さいたま市コミュニティ施設条例(平成13年さいたま市条例第212号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用時間) 第6条 コミュニティ施設の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。 (1) プラザイースト、プラザウエスト及びプラザノース(駐車場を除く。)並びにさいたま市南浦和コミュニティセンター(以下「南浦和コミュニティセンター」という。)、さいたま市東大宮コミュニティセンター(以下「東大宮コミュニティセンター」という。)、さいたま市七里コミュニティセンター(以下「七里コミュニティセンター」という。)、さいたま市宮原コミュニティセンター(以下「宮原コミュニティセンター」という。)、さいたま市馬宮コミュニティセンター(以下「馬宮コミュニティセンター」という。)、さいたま市西部文化センタ	(利用時間) 第6条 コミュニティ施設の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。 (1) プラザイースト、プラザウエスト及びプラザノース(駐車場を除く。)並びにさいたま市南浦和コミュニティセンター(以下「南浦和コミュニティセンター」という。)、さいたま市東大宮コミュニティセンター(以下「東大宮コミュニティセンター」という。)、さいたま市七里コミュニティセンター(以下「七里コミュニティセンター」という。)、さいたま市宮原コミュニティセンター(以下「宮原コミュニティセンター」という。)、さいたま市馬宮コミュニティセンター(以下「馬宮コミュニティセンター」という。)、さいたま市西部文化センタ

ー（以下「西部文化センター」という。）、さいたま市与野本町コミュニティセンター（以下「与野本町コミュニティセンター」という。）、さいたま市上峰コミュニティホール（以下「上峰コミュニティホール」という。）、さいたま市西与野コミュニティホール（以下「西与野コミュニティホール」という。）、さいたま市下落合コミュニティセンター（以下「下落合コミュニティセンター」という。）、さいたま市高鼻コミュニティセンター（以下「高鼻コミュニティセンター」という。）、さいたま市コミュニティセンターいわつき（以下「コミュニティセンターいわつき」という。）、さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター（以下「岩槻駅東口コミュニティセンター」という。）、さいたま市ふれあいプラザいわつき（以下「ふれあいプラザいわつき」という。）、さいたま市大宮工房館（以下「大宮工房館」という。）、さいたま市片柳コミュニティセンター（以下「片柳コミュニティセンター」という。）、さいたま市浦和コミュニティセンター（以下「浦和コミュニティセンター」という。）及びさいたま市日進公園コミュニティセンター（以下「日進公園コミュニティセンター」という。） 午前9時から午後9時30分まで

(2)・(3) [略]

別表第1（第2条関係）

名称	位置
[略]	
さいたま市地域中核施設プラザノース	[略]
さいたま市日進公園コミュニティセンター	さいたま市北区日進町1丁目312番地2

別表第2（第4条関係）

名称	施設の種類
[略]	
プラザノース	[略]
日進公園コミュニティセンター	1 体育室 2 料理室 3 談話室 4 講習室 5 和室 6 茶室

ー（以下「西部文化センター」という。）、さいたま市与野本町コミュニティセンター（以下「与野本町コミュニティセンター」という。）、さいたま市上峰コミュニティホール（以下「上峰コミュニティホール」という。）、さいたま市西与野コミュニティホール（以下「西与野コミュニティホール」という。）、さいたま市下落合コミュニティセンター（以下「下落合コミュニティセンター」という。）、さいたま市高鼻コミュニティセンター（以下「高鼻コミュニティセンター」という。）、さいたま市コミュニティセンターいわつき（以下「コミュニティセンターいわつき」という。）、さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター（以下「岩槻駅東口コミュニティセンター」という。）、さいたま市ふれあいプラザいわつき（以下「ふれあいプラザいわつき」という。）、さいたま市大宮工房館（以下「大宮工房館」という。）、さいたま市片柳コミュニティセンター（以下「片柳コミュニティセンター」という。）及びさいたま市浦和コミュニティセンター（以下「浦和コミュニティセンター」という。） 午前9時から午後9時30分まで

(2)・(3) [略]

別表第1（第2条関係）

名称	位置
[略]	
さいたま市地域中核施設プラザノース	[略]

別表第2（第4条関係）

名称	施設の種類
[略]	
プラザノース	[略]

別表第3に次の1項を加える。

## 2 1 日進公園コミュニティセンター

時間区分 施設	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
体育室	520円	600円	840円	1,120円	1,410円	1,920円
料理室	270円	310円	430円	580円	720円	980円
談話室	200円	230円	330円	430円	540円	740円
講習室	260円	300円	420円	560円	700円	960円
和室	130円	150円	210円	280円	350円	480円
茶室	90円	110円	150円	200円	250円	340円

(さいたま市働く女性の家条例の一部改正)

第2条 さいたま市働く女性の家条例(平成13年さいたま市条例第229号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
<u>さいたま市勤労女性センター条例</u>	<u>さいたま市働く女性の家条例</u>		
(設置) 第1条 勤労女性の福祉の増進と地位の向上を図るため、 <u>育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成7年法律第107号)</u> による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和47年法律第113号)第30条第1項の規定に基づき、 <u>さいたま市勤労女性センター</u> (以下「 <u>センター</u> 」という。)を、 <u>さいたま市見沼区大和田町1丁目303番地</u> に設置する。	(設置) 第1条 勤労女性の福祉の増進と地位の向上を図るため、 <u>平成7年法律第107号</u> による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和47年法律第113号)第30条第1項の規定に基づき、 <u>さいたま市働く女性の家</u> (以下「 <u>女性の家</u> 」という。)を設置する。  (名称及び位置) 第2条 <u>女性の家</u> の名称及び位置は、次のとおりとする。		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	名称	位置
名称	位置		

さいたま市勤労女性センター	さいたま市見沼区大和田町1丁目303番地
さいたま市勤労女性ホーム	さいたま市北区日進町1丁目312番地2

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1)~(4) [略]

(休館日)

第3条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用者の資格)

第5条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1)~(3) [略]

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) [略]
- (3) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき又は市長が適当でないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の利用の許可を受けた者(以下「利

(業務)

第3条 女性の家は、次に掲げる業務を行う。

(1)~(4) [略]

(休館日)

第4条 女性の家は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、女性を家の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第5条 女性を家の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用者の資格)

第6条 女性の家を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1)~(3) [略]

(利用の許可)

第7条 女性の家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、女性を家の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、女性を家の利用を許可しない。

- (1) 女性を家の設置の目的に反するとき。
- (2) [略]
- (3) 女性を家の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性を家の管理上支障があるとき又は市長が適当でないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条の利用の許可を受けた者(以下「利

用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第9条 利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(3) [略]

(4) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) [略]

2 [略]

(使用料)

第11条 センターの使用料は、無料とする。

(入館の禁止等)

第12条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止若しくは許可の取消しの処分を受けたとき又は前条の規定により入館の禁止若しくは退館の処分を受けたときも、同様とする。

2 [略]

第14条 [略]

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせる

用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第10条 利用者は、女性の家を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は女性の家の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(3) [略]

(4) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) [略]

2 [略]

(使用料)

第12条 女性の家の使用料は、無料とする。

(入館の禁止等)

第13条 市長は、女性の家内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第11条の規定により利用の停止若しくは許可の取消しの処分を受けたとき又は前条の規定により入館の禁止若しくは退館の処分を受けたときも、同様とする。

2 [略]

第15条 [略]

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、女性の家の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせる

ことができる。

(1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第2条に規定する業務を行うこと。

(2) 第3条第1項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館すること。

(3) 第4条本文の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、開館時間を変更すること。

(4) 第6条第1項の規定により、センターの利用の許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第2項の規定により、許可に条件を付すること。

(5) 第7条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又はセンターの管理上支障があるとき若しくは許可をすることが適当でないと認めるときに、許可をしないこと。

(6) 第9条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。

(7) 第10条第1項の規定により、同項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又はセンターの管理上特に必要があると認めるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

(8) 第12条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命ずること。

第16条 [略]

ことができる。

(1) 女性の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第3条に規定する業務を行うこと。

(2) 第4条第1項の規定にかかわらず、女性の家の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館すること。

(3) 第5条本文の規定にかかわらず、女性の家の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、開館時間を変更すること。

(4) 第7条第1項の規定により、女性の家の利用の許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第2項の規定により、許可に条件を付すること。

(5) 第8条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は女性の家の管理上支障があるとき若しくは許可をすることが適当でないと認めるときに、許可をしないこと。

(6) 第10条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。

(7) 第11条第1項の規定により、同条第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は女性の家の管理上特に必要があると認めるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

(8) 第13条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命ずること。

第17条 [略]

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。